

第18号議案

足立区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり足立区の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

記

1 指定する郵便局の名称および所在地

- (1) 足立郵便局（東京都足立区千住曙町42番4号）
- (2) 足立北郵便局（東京都足立区竹の塚三丁目9番20号）
- (3) 足立西郵便局（東京都足立区西新井本町四丁目4番30号）

2 指定する郵便局において取り扱う事務

- (1) 法第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付並びに当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付並びに署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付並びに当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書

を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付並びに利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

(3) 法第2条第8号に規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定に基づく個人番号カードの交付の申請の受付及び同法第十六条の二第五項の規定に基づく送付または同条第七項の規定に基づく送付に係る個人番号カードの引渡し、同法第十七条第八項の規定に基づく同項の届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び同条第七項の返還に係る個人番号カードの引渡し、同条第九項の規定に基づく同項の届出の受付並びに同条第十一項の規定に基づく返納の受付に関する事務

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、足立区の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する必要があるので、この案を提出いたします。